

25福スポ少第2号

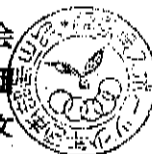
平成25年4月1日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本文



団員数が10名に満たない単位団の、団登録更新の受理について(通知)

3月には25年度の登録用紙が、日本スポーツ少年団本部より市町村本部及び各単位団に送付されました。詳細は別文書でお知らせしたとおりですが、例年標記の件については市町村や県本部にも問い合わせ等があります。

改めて県本部の基本的な考え方と、課題を想定した対応方法について、下記により提示します。

つきましては、該当する単位団から相談を受けた場合や登録用紙受理の際の参考にしてください。

なお、東日本大震災の影響による登録特別措置は今年度も継続されます。

また、団登録の際に判断が難しい場合は、県本部まで問い合わせください。

## 記

## 1 県本部の基本的な考え方

「単位団には1名以上の有資格指導者が必要である」ことは、スポーツ少年団登録規定施行細則に明記され、文章後半の代表指導者の兼任制限を含めて、団員の安全・安心な団活動を保障するために、厳しく遵守を求めたものです。

団員については、“原則として10名以上”となっています。これは、団としての集団活動の継続、交流会や競技会への参加等、団活動の成立要件に配慮した、下限の目安として記されたものと考えられます。

## 2 団員数10名未満の単位団が登録更新を求めた場合の対応

〔対応1〕他の同一競技種目や同一の活動内容の単位団との合併や統合を勧める(仲介も)。

この場合、隣接する市町村や学区の枠を越えた合併等の可能性についても配慮する。

〔対応2〕異なる競技種目や活動内容の単位団との合併や統合を勧める(仲介も)。

この場合、内部的には支団的なグループが存在し、各々に責任者(旧団の代表指導者等)を置く形態についても配慮する。

《例A》 ○○スポーツ少年団 ソフトボール部

ミニバスケットボール部

女子バレー部

《例B》 □□スポーツ少年団 大町班(元 △△スポーツ少年団)

中町班

【対応3】将来的には、再び分離し独自の単位団として活動することを前提に、登録更新をする単位団の構成員として登録し、並行して活動を継続するよう勧める。(仲介も) この場合、団内部での組織形態は、対応2の例示に準ずる。

◇ 合併や統合等を勧める上での予想される課題 ◇

指導者相互の役割 / 団登録の所在地 / 練習場所の確保 / 移動の手段  
活動への市町村からの助成 / 名称や活動歴の継承 /

【対応4】10名未満でも、対外的な活動に参加できる種目(個人種目や競技)の単位団は、対応1～3の方法を勧めた結果、不調に終わった場合に限り、団員の獲得に努めることを条件に受理する。

但し、原則として団員5名以上の単位団とする。

【対応5】対応4に該当しない単位団に対しては、対応1～3の調整が不調に終わった場合、団員5名以上の団に限り、今年度末まで団員獲得の努力を継続する旨、代表指導者から市町村本部長宛に誓約書(書式自由)を提出してもらう。

その場合は、事前に県本部に当該団名を報告するとともに、その状況と対応の結果等について協議する。

但し、この処置は当該年度を含めて最長3年間を限度とする。

【対応6】以上のどの方法にも該当しない単位団で、各市町村における青少年健全育成上の重要な組織であり、存続により地域での多大なる貢献が期待できる場合は、市町村本部長より、県本部長宛に添え書き(書式自由)を提出する。

その場合は、年間活動継続の可能性等について事前に県本部と協議する。

但し、この処置は原則として1年間限りとする。

【対応7】対応1～3の結果、不調に終わり、さらには対応4から6までに該当しない単位団は、残念ながら登録更新が受理できない旨を、代表指導者に直接連絡する。

### 3 その他

「単位団には2名以上の有資格指導者が必要である」との登録規程細則の改正(平成27年度より施行)を受け、有資格指導者1名の単位団に対してはこの方針を説明し、資格のない指導者や母集団員に認定員養成講習会の受講を勧める。

(担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係)

TEL: 024-524-3833

25福スポ少第1号  
平成25年4月1日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会  
福島県スポーツ少年団  
本部長 星 本文



# 「スポーツ少年団の活動環境と条件整備に対する提案」について（通知）

本団の事業推進につきましては、日頃より特段のご配慮とお力添えをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、過日開催された平成24年度第2回評議員会におきまして、平成25年度福島県スポーツ少年団の運営方針を承認いただきました。

つきましては、運営方針の重点目標（6）の推進事項に基づき、下記文書により具体的な提案及び対応策等を提起いたします。

各市町村本部におかれましても、スポーツ少年団の育成指導にあたられる指導者の姿に、将来の夢や希望を重ね合わせて励んでいる団員達の健全な成長を願って、昨年度に引き続き、その具現化のために重点的な取り組みをお願いいたします。

なお、昨年度も支部や多くの市町村本部において、本通知の趣旨を指導者協議会の活動目標等に取り上げていただき、研修会等のあらゆる機会に周知やご指導をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本団では、平成25年4月1日付で本部規程を一部改正し、倫理委員会を設置しました。各市町村本部と連携し、指導者の倫理観や資質の向上、単位団の活動環境や条件整備に努める所存ですので、一層のご協力をお願いします。

記

## 〈 送付文書 〉

- 1 「平成25年度福島県スポーツ少年団の運営方針」
- 2 「スポーツ少年団の活動環境と条件の整備に対する提案」
- 3 「不審者の声かけ、活動場所への不法侵入等の対応」
- 4 「指導者等の体罰やセクシャルハラスメントの根絶のために」
- 5 「放射線対応（実態把握と安心・安全な活動）について」
- 6 参考資料
  - ① 公益財団法人日本体育協会 平成25年1月21日付け 通知写  
「スポーツ指導者の指導対応について」
  - ② 財団法人福島県スポーツ少年団 平成25年1月25日付け 通知写  
「スポーツ少年団活動における指導対応」について
  - ③ 日本スポーツ少年団 平成25年3月13日付け 通知写  
「スポーツ少年団活動を支える皆様へー活動現場から暴力の根絶しようー」

（事務担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係）

電 話：024-524-3833

FAX：024-521-7971

## スポーツ少年団の活動環境と条件の整備に対する提案

福島県スポーツ少年団

### 「団員の生命を守るための、日常的な安全管理の強化と条件の整備」について

- 1 日常の練習ならびに団員の自宅と活動場所への行き帰りなどの安全確保に努めます。
  - 往復方法の個別調査 ○潜在危険への具体的な指導
  - 練習日程や場所等の家庭への事前周知 ○連絡網等による緊急事態への対応
  - AEDの設置確認（携帯） ○放射能対応（実態把握と活動条件）
- 2 不審者の声かけや活動場所への不法侵入に対する具体的な対応策を立てます。
  - 学校や地域の関係者との連携 ○対応マニュアルの作成と場に応じた指導
  - 母集団会員への協力要請 ○防犯グッズの活用
- 3 団員同士の交友関係や上下関係の安定への具体的な配慮と指導を強化します。
  - 問題傾向や状況の早期発見と迅速な対応 ○指導者相互の共通理解
  - 公平で柔軟な助言と指導 ○保護者や教師との調整と連携
  - 問題発生時の事実関係の正確な把握と記録

### 「団員の心身の健康に配慮し、団活動の充実を目指す活動環境の浄化」について

- 1 適切な休養日の設定等により、家族や地域の方々と触れあう機会を確保します。
  - 土・日曜日いずれか休養日 ○週3～4日の活動日 ○平日2時間程度の活動時間
- 2 指導者等の体罰やセクシャルハラスメントの未然防止を図る体制づくりに努めます。
  - 団員との望ましい人間関係の構築 ○団運営の役割分担と複数の指導者による指導
  - 団活動の“理念や意義”の定期的な研修 ○問題事例と法的責任の研修
- 3 指導者等の公平・公正さを欠く行為等への適切な解決を図る工夫をします。
  - 保護者との円満な関係の強化 ○情報公開と説明責任への積極的な対応
- 4 受動喫煙の健康上の弊害や火災等の危険性に配慮した節煙の励行に努めます。
  - 受動喫煙の弊害に対する理解 ○活動に使用する施設・敷地内での禁煙の徹底

### 「組織的な安全対策やモラルの向上による指導者・育成母集団会員の事故防止」について

- 1 団活動に交通機関等を利用する場合には、万全の安全対策を講じます。
  - 原則として公共交通機関や貸切自動車等の利用
  - 使用する私有自動車の保険契約の内容確認 ○運転者の体調や健康の管理
  - 余裕のある計画や日程の調整
- 2 会計上の問題発生を未然に防止するため、基本的な経理執行の仕組みを確立します。
  - 総会の開催 ○育成母集団による経理と監査 ○予算・決算の会員への報告
- 3 指導者及び団員や育成母集団会員に関する個人情報の管理と守秘を徹底します。
  - 団員名簿の記載内容の吟味 ○名簿・連絡網の目的外使用の厳禁と管理
- 4 団員の指導や活動の支援・応援等、通常の団活動中における禁酒を徹底します。
  - 飲酒後の指導や見学等の禁止 ○団活動中の飲酒の厳禁 ○指導後の飲酒の自粛
- 5 社会通念を逸脱した過度の社交儀礼や交流機会の自粛に努めます。
  - 経理規程の制定 ○個人的謝意の自粛 ○計画的な飲酒機会 ○男女関係への配慮
- 6 団員に動揺を与える反社会的な行為や行動等への厳しい自己規制を徹底します。
  - 法的責任を問われる行為（刑事 行政 民事） ○著しくモラルを逸脱した行動等

## 不審者の声かけ、活動場所への不法侵入等の対応

福島県スポーツ少年団

### 不審者の声かけへの対応

- 1 団員への声かけ事案や傷害事件被害の未然防止について
  - (1) 自宅と活動場所の行き帰りは、複数で行動することを確実に指導するとともに、保護者との連絡を密にして十分な理解と協力を得る。
  - (2) 育成母集団会員のサポートや防犯関係指導員のパトロール等への協力を要請する。
  - (3) 所属学校や所轄警察署との継続的な連絡等により、緊密な協力関係を構築する。
  - (4) 潜在危険箇所、避難場所や防犯施設等の所在を把握した上で、保護者や育成母集団会員等とともに場面を想定したシミュレーションを、具体的な方法で実施する。
- 2 危険を感じるような場面や事態に対する、団員への具体的な指導について
  - (1) 「ひなんの家」「子ども110番の家」等への駆け込みをはじめ、団員の性別や年齢と状況等に応じて、安全確保を最優先にした避難方法を繰り返し指導する。  
[例] 知らない人と話をしない / ついていかない、車に乗らない /  
○○をもらわない / ○○に逃げる / 大声で助けを求める /  
○○などで音を出す / 110番に通報する

### 活動場所への不法侵入を想定した対応

- 1 活動場所への不法侵入による事故の未然防止について
  - (1) 不審者に容易に侵入されないように活動場所と外部との出入り口を閉じておく。
  - (2) 常時使用する出入り口付近には、育成母集団会員の協力を得て人を配置する。
  - (3) 未知の参観者が活動場所に入ってきた場合は、迷わず声をかけて用件を尋ねる。
  - (4) 不審者に対しては、複数の成人等により刺激をしないよう冷静沈着に対応する。
  - (5) 育成母集団会員や家族であっても、飲酒による酩酊の状況が判明した場合は、参観の自粛や退出を求める等、場に応じて速やかに対応する。
- 2 不審者が侵入した場合を想定した、指導者等の具体的な行動について
  - (1) 団員を速やかに安全な場所に避難・誘導できるよう、経路や方法について共通理解を図る。安全な場所については、複数の事態を想定して何カ所か指定しておく。
  - (2) 不審者に対しては、素手で対処しないで身近にある用具等を活用する。可能ならば竹刀やさすまたなど、柄の長い棒状の用具を常備する。
  - (3) 不審者の侵入を想定した退避訓練等を、育成母集団会員等の協力を得て実施する。そのため、年間の活動計画等の中に実施予定を位置づける。
- 3 実際に事件が発生した場合の対応について
  - (1) 想定や退避訓練に基づき、指導者の適切な指示により団員の安全を確保する。
  - (2) 不審者が逃走し団員の安全を確認した後、不審者の人相や着衣の特徴、逃走に使った車両等の特徴や逃走方向等をまとめ、所轄警察署に連絡する。
  - (3) 事態の収拾後、保護者に事件発生と団員の安全を連絡し、活動場所への出迎えを要請する。そのため、活動場所には団員の連絡先を記載した名簿を常時携行する。

## 指導者等の体罰やセクシャルハラスメントの根絶のために

### 福島県スポーツ少年団

平成25年度は、倫理委員会を設置し、指導者の倫理観の高揚に一層努め、体罰やセクシャルハラスメント等の根絶に、あらゆる機会を通して取り組みます。

#### 指導者等の体罰やセクシャルハラスメントとは

- 1 体罰とは何かを、団員“子ども”の側から考えてみましょう。
  - (1) 約束や指示等に反した行為に対する処置としてはもちろん、鍛えるという教育的な配慮であっても、団員に身体的・精神的な苦痛を与えることは体罰となり、状況によっては法律上の責任が問われます。  
〔例〕直接的な暴力行為（殴る 蹴る 押し倒す 他） 行動や行為の強要（過度な運動 長時間の姿勢維持 自傷行為・相互暴行・裸や丸刈り等の指示 飲食や用便の制限 他） 言葉による暴力（罵倒 暴言 わいせつな発言 他）
  - (2) 特定の団員やその団員の行為・行動に対し、指導者の感情や恣意によって一時的にせよ権利を侵害することは体罰になります。  
〔例〕言葉によるいじめ（侮辱 悪口 過度のからかい 他） 差別やえこひいき（役割の決定 選手や出場者の選考 他） 仲間はずれ（無視 疎外 他）
  - (3) 団員同士の交友関係の悪化を、意図的に見逃したり助長したりすることも体罰となります。  
〔例〕いじめ 暴力 疎外・無視 意地悪 悪質ないたずら わいせつな行為
- 2 セクシャルハラスメントを、団員“子ども”の側から考えてみましょう。
  - (1) 指導者等の立場を利用して、成長過程にある未成年の団員に対して性的な行為等により権利を侵害することは、犯罪行為として処罰の対象になります。  
〔例〕利益誘導や恐喝による（わいせつ行為 身体に触れる個別指導 交際の強要他）
  - (2) 指導者等が指導中に性的な言動をとった結果、一人でも不快感、差別感、脅威、屈辱感等を感じた場合は、セクシャルハラスメントと見なされます。  
〔例〕言葉による（質問 冗談 からかい 話題 表現 身体と比較 他）  
視覚による（わいせつな写真・雑誌の放置や鑑賞の強要 団員の身体凝視 他）  
行動による（触る 必要以上の接近 性差別の強調 指導者の下品な行為 他）
  - (3) わいせつな行為やセクシャルハラスメントは、犯罪行為であり、体罰以上に団員の心身を傷つけ、一生苦しめる結果になります。

#### 体罰やセクシャルハラスメントの未然防止のために

- 1 指導者は、体罰やセクシャルハラスメントが、動機や経過の如何を問わず、故意犯として法律や条例で厳しく処罰されることを重く受けとめます。
- 2 指導者は、単独で個別指導や密室で特別指導等をしないことはもちろん、特定の団員に対して、相手が脅威や不快を感じるような行為は絶対にしません。
- 3 指導者は、団員との望ましい人間関係を醸成するために、日頃から意思の疎通を通して信頼が得られるよう、意図的・計画的な働きかけに努めます。
- 4 指導者は、個々の団員の特性や資質等について情報と育成方針を共有し、育成母集団会員の理解と協力を得ながら、役割を分担して複数で指導にあたる体制をつくります。
- 5 指導者は、団員の育成状況や活動上の悩み、さらには運営上の課題等についても、育成母集団会員と定期的に懇談する機会を設定します。

平成25年度版

## 放射線対応(実態把握と安全・安心な活動)について

### 福島県スポーツ少年団

県内各地の公共施設や運動施設の除染活動や表土除去等により、放射線量の低減化のための作業が進んできています。

しかし、県内各地の状況をみると、地域の実態や状況が異なり、これからも団員の安全や保護者の安心に配慮しながら、活動する必要があります。

福島県スポーツ少年団としては、各市町村本部や各団の指導者に対して、次の点に配慮した対応をお願いします。

- ① 各市町村教育委員会、学校等と情報交換・連携を密にし、空間放射線量の把握や屋外活動の状況などを参考に、市町村本部並びに単位団としての活動方針等を決め、団員や保護者に説明する。
- ② 指導者と育成母集団が協力して、活動場所の放射線量を定期的に測定し、その記録を累積するとともに、団員や保護者に情報を提供する。  
(文部科学省のホームページには、各学校や公共施設などにリアルタイム線量計が、掲示されているので参考にする。)
- ③ 長期休業中は、県や市町村の事業、他県や団体等の支援事業を活用して、放射線量の低い地域での団活動や交流活動等を積極的に企画する。
- ④ 放射線に対する講演会等に参加し、その内容や資料等を活用する。

福島県スポーツ少年団としても、各市町村本部や単位団に次のような支援に努めます。

- ① 低放射線量下における子どもたちの活動への影響、対応等の講演会や資料等の提供に努める。
- ② 本団や他団体の主催する放射線に関する講演会などの案内をする。
- ③ 県や市町村の子ども支援事業、他県や団体からの招待・支援事業の紹介に努める。
- ④ 各支部、市町村、単位団の対応などを収集するとともに、その情報を提供し、共有を図る。
- ⑤ 本団の放射線量測定器を希望する単位団に貸与する。



第24回体協総務発第231号  
平成25年1月21日

加盟（準加盟及び協力）団体代表者 殿

公益財団法人日本体育協会  
会 長 張 富士夫



スポーツ指導者の指導対応について（通知）

平素より本会諸事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、既にご承知のことと存じますが、昨年12月、大阪市立高校2年生男子生徒が所属するバスケットボール部顧問の男性教諭から体罰を受けた翌日に自殺したという報道がありました。

これら一連の報道により、青少年スポーツ指導の現場において、「体罰」という暴力行為が日常的に行われていた現状が明らかになってきました。

本会及びJOCにて公表した「スポーツ宣言日本」において、「スポーツに携わる者は、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるというスポーツの価値を自覚すること」と謳われており、文化としてのスポーツの重要性を提言しております。

また、本会では「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定し、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者の身体的・精神的暴力行為等を禁止するとともに、加盟団体に対し、本ガイドラインに基づき、倫理に関する規程の整備や倫理委員会の設置などの体制整備をお願いしているところであります。

今回、スポーツ指導の現場で行われた暴力行為は、スポーツ界として、スポーツの文化的意義と価値を損ねる重大な事態であることを認識し、今後、こういった行為を二度と生じさせないよう本会及び加盟団体が意思を明確に示し、暴力行為などの根絶に努めなければなりません。

つきましては、貴団体におかれましては、スポーツ指導者はもちろんのこと、役職員及び全ての関係者に対し、スポーツを指導する際に問題解決の手段として、暴力行為を禁ずるなど責任ある行動と自覚をもつよう指導・徹底方お願いするとともに、本ガイドラインの周知徹底及び整備を併せてお願い申し上げます。

記

1. 添付資料：

- ・「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」
- ・「公益財団法人日本体育協会役職員倫理規程」

2. 問い合わせ先

公益財団法人日本体育協会 総務部総務課  
TEL：03-3481-2200 FAX：03-3481-2284  
E-mail：[soumu@japan-sports.or.jp](mailto:soumu@japan-sports.or.jp)



24福スポ少第178号

平成25年1月25日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本文

「スポーツ少年団活動における指導対応」について（通知）

本団の事業推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のこととは存じますが、昨年12月に大阪市立高校2年男子生徒が所属するバスケットボール部顧問から体罰を受け、自殺した内容の報道がありました。

これらの一連の報道によると、同じ青少年スポーツ活動の指導現場において、体罰が日常的に行われていたことが判明しました。

本団では、平成24年4月1日付け「スポーツ少年団の活動環境と条件整備に対する提案」及び「指導者等の体罰やセクシャルハラスメントの未然防止について」を通知し、体罰の具体的な解説やその防止についてお願いしたところであります。

今回、同じスポーツ指導の現場で行われたこの暴力行為は、「青少年の健全育成」を理念に掲げるスポーツ少年団の精神に著しく反するものであり、断じて許すことのできない重大な問題であると認識しております。今後こういった行為が二度と起こらないよう、本団としても関係者全員で確認し、暴力行為の根絶に努めて参る所存であります。

つきましては、貴市町村本部におかれましても、所属の各単位団の指導者はもちろんのこと、スポーツ少年団の関係者に対し、体罰の禁止について、再度指導の徹底をお願いいたします。

（事務担当 財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係）

電話：024-524-3833

FAX：024-521-7971



スポーツ少年団活動を支える皆様へ  
—活動現場から暴力を根絶しよう—

日頃から、青少年の夢の実現に向けてスポーツ少年団活動にご尽力いただいております指導者の方々をはじめとする関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、心からお礼申し上げます。

スポーツ少年団活動は、スポーツを通した青少年の健全育成を目指して様々な活動を展開しているところですが、最近、桜宮高等学校における問題に続いて柔道女子日本代表チームにおける暴力行為が報道され、スポーツ指導者による暴力が社会問題となっています。

スポーツ少年団活動の現場においても、団員たちの成長に熱い想いを抱く指導者は、その成長やスキルアップのペースが遅い時、プレイを失敗した時にもどかしい想いを募らせることがあるのではないかと思います。

しかし、失敗して成長すること、失敗は成長の種であることを認識することが重要です。そこで必要なのは、暴力ではなく、団員を認め、彼らの話を聴き、なぜ失敗したのか共に考えることです。このこどに留意しないと、熱い想いが罵声や殴打などの誤った言動に及んでしまいます。

団員たちが生涯にわたってスポーツを実践するためには、彼ら自らが「スポーツは楽しい」と感じ、彼らが「スポーツを本当に好きになる」ことが必要です。そのためには、スポーツ少年団活動の中から、スポーツ嫌いの要因となる暴力行為を根絶しなければいけません。

スポーツを通した青少年のこころとからだの健全な育成を目的とするスポーツ少年団の活動と、暴力を伴う指導が行われる活動は決して相容れることはありません。

皆様の周囲で暴力、パワーハラスメントおよび指導者の権力に基づく精神的な追い込みなどの行き過ぎた指導が行われていないか見直していただき、もしそれらの行為が行われているならば、勇気を出して制止していただきたいと思います。

今後、日本スポーツ少年団といたしましては、活動の実態把握に努めますとともに、最新のスポーツ医・科学情報を学ぶこととなる指導者資格の取得を奨励し、さらに養成講習会の講義の内容や方法の改善、研修会での倫理研修の充実など、団員たちにとってより良い団活動環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

スポーツ少年団活動を支える皆様におかれましては、活動現場における暴力行為等を根絶して、スポーツとの出会いという大切な時期にある青少年の指導に益々のご尽力をいただきますようお願いいたします。

平成 25 年 2 月 25 日

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団  
本部長 坂本祐之輔

25 福スポ少第9号  
平成25年4月2日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本文



**有資格指導者の養成及び指導者の資質向上について（通知）**

平成25年度の「福島県スポーツ少年団」重点目標の一つである、標記の具現化につきましては、推進事項の各内容に基づく事業の企画と運営に、特段のご配慮をいただきありがとうございます。

昨年度は、県内6会場において開催されました認定員養成講習会では、439名の新認定員が誕生しました。また、スポーツリーダー等の資格保有による申請者16名も新たに認定員資格を取得しました。

なお、詳細につきましては、平成24年度第2回評議員会において報告いたしました資料を送付しましたので、ご参照いただければ幸いです。

これもひとえに、「団には1名以上の有資格指導者がいなくてはならない」とするスポーツ少年団登録規定施行細則に基づく登録要件を満たすためだけでなく、団員の安全・安心を確保するための基本的な原則として、真摯にお取り組みいただいた成果であります。

また、平成27年度の登録からは、「単位団には複数の有資格指導者（2名以上）の配置」が義務化される見通しであり、「単位団に複数の有資格を保有する指導体制の確立」をめざすためにも各市町村において、なお一層の周知をお願いいたします。

別紙の「答申内容」につきましては、すでに平成18年4月1日付けで通知したもので、平成19年度より実効となり、平成20年度から重点目標の推進事項として、実態に即した取り組みと対応をいただいております。

つきましては、本年度も、この「答申内容」に基づき、ご指導くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、今年度も東日本大震災に伴う日本スポーツ少年団登録の特別措置が継続されますので、特別な事情がある場合は、福島県スポーツ少年団へ問い合わせ願います。

（事務担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係）

電 話：024-524-3833

FAX：024-521-7971

## 有資格指導者の養成及び指導者の資質向上について（答申内容）

福島県スポーツ少年団

本答申は平成19年度より実効となっている内容の趣旨をご理解の上、適切に対応していただきたい。

### 諸問事項1「認定員のいない単位団の、団登録更新の受理について」

#### （1）既設の団が登録更新の申請をした場合

答申「市町村本部は、登録要件を満たさない団の登録申請は受理しない。」

※ 登録要件とは〔10名以上の小学生以上の団員／1名以上の成人有資格指導者／  
但し、指導者は2団以上の代表指導者を兼ねることができない〕

注1）団員が10名未満となった団は、県本部と事前協議をすることができる。

注2）有資格指導者がいなくなった場合は、下記の新設団と同様に扱うものとする。

#### （2）新たに設立された団が登録を申請した場合

答申「市町村本部は、団登録申請の時点で、その団に有資格指導者が登録していることを確認してから受理する。」

「市町村本部は、その団に有資格指導者がいない場合は、年度内に登録指導者が資格取得することを確約した団については、その年度に限り受理する。」

〔日本スポーツ少年団登録規程施行細則 第2条の5 事務必携P58〕

注）該当する団については、確約書の写しを県本部長宛に提出する。

### 諸問事項2「資格のない指導者だけでの、団員に対する直接指導の制限について」

#### （1）団登録更新後に何らかの理由で、有資格指導者がいなくなったために資格のない指導者が指導している場合

「当該団は、事実が発生した時点で市町村本部長に報告をしなければならない。報告を受けた本部長は、年度内の有資格指導者養成を条件に活動の継続を認めることができる。但し、各種大会出場等の対外的な活動については自粛を求める。」

〔日本スポーツ少年団登録規程 第6条 ～ふさわしくない行為 事務必携P58〕

#### （2）有資格指導者はいるが、実際の指導では継続的に資格のない指導者だけで直接指導している場合

答申「事態が明白になった時点で、市町村本部長は速やかに県本部長に報告する。県本部長は、一時的に当該団の有資格指導者全員の資格停止を通知する。併せて関係競技団体等にその旨を通知し、その後の各種大会及び県総体への出場停止を求める。」

〔日本スポーツ少年団指導者制度（5）資格の喪失 事務必携P79〕

#### （3）有資格指導者はいるが、都合等により指導場所に来られない時には資格のない指導者が直接指導している場合

答申「資格のない指導者は、直接指導ができない旨を県本部長名で各単位団に通知する。

市町村本部長は、事実を把握した時点で指導日程の調整等によりそうした事態を避けるよう指導する。さらに、今後は複数の有資格指導者で対応するよう併せて指導する。」

注）平成18年5月1日付け18福スポ少第31号の県本部長名通知文書

25 福スポ少第12号

平成25年4月4日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本文

(公 印 省 略)

公益財団法人への移行に伴う団体名の変更について

本団の事業推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度財団法人福島県体育協会が公益財団法人への移行が認定され、平成25年4月1日をもって公益財団法人として設立登記を完了いたしました。

つきましては、本団の名称も下記のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

これを機に、一層青少年のスポーツの振興に取り組んでまいり所存ですので、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 団体名 (旧) 財団法人福島県体育協会福島県スポーツ少年団  
(新) 公益財団法人福島県体育協会福島県スポーツ少年団

- 2 その他 平成25年度本団年間事業計画等を公益財団法人福島県体育協会HPのスポーツ少年団にアップしていますので、ご覧ください。

25 福スポ少第 13 号

平成 25 年 4 月 5 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本 文

(公印省略)

平成 25 年度福島県スポーツ少年団市町村イベント開催補助事業について (通知)

このことについて、別紙実施要項に基づき、各市町村スポーツ少年団を対象に補助事業を実施しています。

つきましては、各市町村で実施しているスポーツ少年団の各種イベントで該当するものがあれば、下記のとおりお知らせください。

なお、事前協議の上、該当市町村へは補助金内示を行うことを申し添えます。

記

1 提出書類 事前協議書

※ 別紙様式を参考にしてください。様式データが必要な場合は  
連絡をください。

2 提出期限 随時

3 提出先 〒960-8065

福島市杉妻町 5-7 5 福島県庁東分庁舎 3 号館

福島県スポーツ少年団 宛

TEL024(524)3833 FAX024(521)7971

事務担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係

TEL024(524)3833 FAX024(521)7971

平成25年度福島県スポーツ少年団市町村イベント開催補助事業実施要項

福島県スポーツ少年団

1 趣 旨

市町村スポーツ少年団組織のより一層の強化と活動の充実、さらにスポーツ少年団相互の連携や親睦を深める交流を目的として、本県のジュニアスポーツの普及と振興に資する事業に対して、補助を行う。

2 対象団体 福島県内市町村スポーツ少年団

3 対象期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

4 対象事業

市町村スポーツ少年団が主催し、スポーツ少年団関係者が参加する各種イベント  
(内容例：実技講習会、母集団育成研修会、講演会、スポーツ交流会 等)

5 補助金額

対象経費は5万円を上限として負担し、市町村スポーツ少年団に交付する。

(1) 対象経費

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 諸謝金   | 講師、運営協力者の謝金        |
| 旅費    | 講師、運営協力者、担当者の旅費    |
| 消耗品費  | 事業実施に必要な備品以外の文具用具等 |
| 印刷製本費 | ポスター・パンフレット・要項等の印刷 |
| 使用貸借料 | 会場使用料、コピー代他        |
| 通信運搬費 | 郵送料、宅配代等           |

(2) 対象外経費

|                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 備品費                    | 事業終了後も、他事業で引き続き活用できる用具等の購入費 |
| 食糧費                    | 参加者への飲食経費等                  |
| その他、上記対象経費に含むことができない経費 |                             |

6 申請方法

事業内容を事前協議し、別に定める福島県スポーツ少年団補助金交付要綱に基づき内示、各手続きをすること。

平成 年 月 日

公益財団法人福島県体育協会福島県スポーツ少年団  
本部長 星 本文 様

市町村スポーツ少年団本部長 印

平成25年度福島県スポーツ少年団市町村イベント開催補助事業事前協議書  
このことについて、下記のとおり実施したいので協議します。

記

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 名 称     |                             |
| 開 催 期 日 | 平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( ) |
| 開催場所・住所 |                             |
| 参 加 対 象 | 参加予定者 名                     |

| 科 目   | 予算額 (円) |           | 摘要 (できるだけ詳しく) |
|-------|---------|-----------|---------------|
| 補 助 金 |         |           |               |
| 負担金他  |         |           |               |
| 収入合計  |         |           |               |
| 科 目   | 予算額 (円) | 補助充当額 (円) | 摘要 (できるだけ詳しく) |
|       |         |           |               |
|       |         |           |               |
|       |         |           |               |
|       |         |           |               |
| 支出合計  |         |           |               |

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 担当者連絡先 | 氏名 | 連絡電話番号 |
|--------|----|--------|

<記入例>

平成 年 月 日

公益財団法人福島県体育協会福島県スポーツ少年団

本部長 星 本文 様

〇〇 市町村スポーツ少年団本部長 〇〇 印

平成25年度福島県スポーツ少年団市町村イベント開催補助事業事前協議書

このことについて、下記のとおり実施したいので協議します。

記

|         |                             |       |   |
|---------|-----------------------------|-------|---|
| 名 称     | 〇〇スポーツ交流大会                  |       |   |
| 開 催 期 日 | 平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( ) |       |   |
| 開催場所・住所 |                             |       |   |
| 参 加 対 象 |                             | 参加予定者 | 名 |

| 科 目   | 予算額 (円) |            | 摘要 (できるだけ詳しく) |
|-------|---------|------------|---------------|
| 補 助 金 | 50,000  | (充当内容は下記)  | 福島県スポーツ少年団    |
| 負担金他  | 70,000  |            | 〇〇市町村スポーツ少年団  |
| 収入合計  | 120,000 |            |               |
| 科 目   | 予算額 (円) | 補助金充当額 (円) | 摘要 (できるだけ詳しく) |
| 謝 金   | 100,000 | 40,000     | 講師〇名          |
| 旅 費   | 10,000  | 5,000      | 講師、係員         |
| 消耗品費  | 5,000   | 5,000      | 文具、用紙         |
| 食 糧 費 | 5,000   |            | お茶代           |
| 支出合計  | 120,000 | 50,000     |               |

注意→対象外の科目（食糧費、備品費等）に注意してください。

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 担当者連絡先 | 氏名 | 連絡電話番号 |
|--------|----|--------|

25 福スポ少第 14 号

平成 25 年 4 月 5 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本 文

(公印省略)

平成 25 年度福島県スポーツ少年団運動適性テスト実施について (通知)

このことについて、市町村や単位団が、糊ホットラインの需品を購入し運動適性テストを実施した場合、需品購入費用を負担します。

つきましては、別紙実施要項と下記の内容を確認の上、ご協力よろしくお願いいたします。

記

- 1 提出書類      (1) 実績報告書  
                    (実施記録を添付)  
                    (2) 需品購入経費請求書  
                    (裏面に (株) ホットライン納品書と金融機関受領書を貼付)  
                    ※ 別紙様式を参考にしてください。様式データが必要な場合は  
                    連絡をください。
- 2 提出期限      実施後、随時提出をお願いします。
- 3 提出先      〒960-8065  
                    福島市杉妻町 5-75 福島県庁東分庁舎 3 号館  
                    福島県スポーツ少年団 宛  
                    TEL024(524)3833 FAX024(521)7971

事務担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係

TEL024(524)3833 FAX024(521)7971

## 平成25年度福島県スポーツ少年団運動適性テスト実施要項

福島県スポーツ少年団

- 1 趣 旨 運動適性テストは、人間の運動の基礎となる能力や身体の動きを総合的にみようとするもので、スポーツ少年団員の一人ひとりの能力を把握し、団活動の充実と向上に役立てる。
- 2 主 催 公益財団法人福島県体育協会福島県スポーツ少年団 県内市町村スポーツ少年団
- 3 実施期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日
- 4 実施内容
  - (1) 対象 スポーツ少年団員
  - (2) 会場 体育館などの屋内が原則であるが、屋外で実施してもよい。なお、場所の整備を適正にし、テスト実施上の条件の均一化に努めるとともに、事故の防止に万全を期する。
  - (3) 種目 5種目（立幅とび・上体おこし・腕立伏臥腕屈伸・時間往復走・5分間走）
  - (4) 用具 ストップウォッチ、巻き尺、ラインテープ、ホイッスル、体力テストカード、筆記用具、その他必要とするもの
  - (5) 服装 運動着、運動靴、帽子（屋外の場合）
  - (6) 方法 同じ体格の者で2人組になり、交互に補助者となってテストを行うことが望ましい。
  - (7) 順序 対象や会場などを考慮し、他のテスト種目に影響しないよう配慮する。特に5分間走は最後に行うようにする。
  - (8) 測定 原則として補助者が行う。1種目ごとに5分間の休憩をとり、その間に記録を記入する。なお、公認体力テスト員が管理して行った場合のテスト結果は公認記録とする。
  - (9) 注意
    - ・実施前に健康状態に注意し、準備運動を行ってから開始する。
    - ・テストの性格上、走るのや歩くのがつらくなったり、苦しくなったりしたときは、無理をせずテストを中止するよう、事前に指導する。
    - ・検者、補助者は、実施者の状態をつねに注意して観察するとともに、危険の未然防止に努める。
    - ・“始め” “止め”等の合図はホイッスル等を使用し、短く明確に指示する。
  - (10) 活用 テストを数年にわたり継続し記録することで、団員の運動適性の現状を把握するとともに、各自の運動能力向上の目標として活用する。

#### (11) 実施経費

※ (株) ホットライン需品を購入して実施した場合、その経費を原本部が負担します。

負担額の上限は6万円です。実施した市町村スポーツ少年団ならびに単位団は、以下の報告様式①と②により、経費の精算をお願いします。(各単位団が単独で実施した場合は、市町村スポーツ少年団を通して、報告精算をしてください。)

① 実績報告書(実施記録を添付する)

② 需品購入経費請求書(裏面に(株)ホットライン納品書と金融機関受領書を貼り付ける)

#### 5 その他

(1) 運動適性テストの詳細は、日本体育協会ホームページでもご覧いただけます。

「日体協」で検索 ⇒ 「体力測定」 ⇒ 「運動適性テスト」

(2) (株)ホットラインの詳細は別紙注文用紙をご覧ください。

(株)ホットライン スポーツ少年団係

〒849-3201 佐賀県唐津市相知町相知2720-2

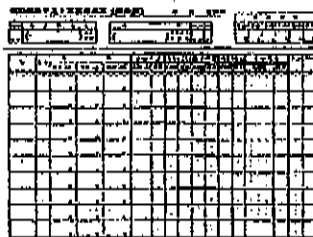
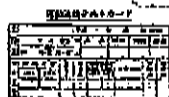
TEL 0955-62-3358 FAX 0955-62-3385

# 運動適性テスト需品

運動適性テスト実施要項



SHIPS



## 運動適性テスト実施要項

- 税込単価: 105円
- 内容: テスト実施の方法と各種目標点表

## 運動適性テストカード

- 税込単価: 2円
- 内容: 個人記録記入用カード

## 運動適性テスト実施者名簿

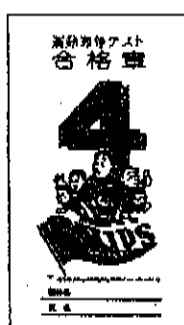
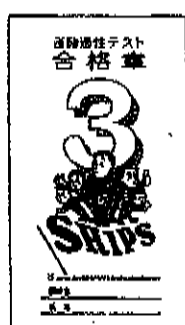
- 税込単価: 346円
- 内容: 多人数計用紙、1冊10人×30組、2枚複写式。

## 運動適性テスト合格メダル(1級~3級)

- 税込単価: 525円
- 商品サイズ: W40mm×H60mm、厚さ2mm
- 商品カラー: 亜鉛合金1級/金メッキ、2級/銀メッキ、3級/銅メッキ
- 包装形態: キーホルダー付、ケース入り



級が取れなかった、子どもに参加賞としてお使いください。



## 運動適性テスト合格章(1級~2級)

- 税込単価: 63円
- 商品サイズ: 119mm×210mm
- 商品カラー: 1級/4色+金色、2級/4色+銀色

## 運動適性テスト合格章(3級~5級)

- 税込単価: 42円
- 商品サイズ: 119mm×210mm
- 商品カラー: 3~5級/4色、裏面1色

## 運動適性テスト敢闘賞

- 税込単価: 42円
- 商品サイズ: 119mm×210mm
- 商品カラー: 4色、裏面1色

※この用紙をコピーし、FAXまたは郵送でお申し込み下さい。

## 日本スポーツ少年団 運動適性テスト需品申込書

月 日

| 体力テスト関係需品 | 単価(税込) | 数量   | 計 |
|-----------|--------|------|---|
| テスト       | 実施要項   | 105円 | 冊 |
|           | テストカード | 2円   | 枚 |
|           | 実施者名簿  | 346円 | 冊 |
| 合格メダル     | 1級     | 525円 | 個 |
|           | 2級     | 525円 | 個 |
|           | 3級     | 525円 | 個 |
| 合格章       | 1級     | 63円  | 枚 |
|           | 2級     | 63円  | 枚 |
|           | 3級     | 42円  | 枚 |
|           | 4級     | 42円  | 枚 |
|           | 5級     | 42円  | 枚 |
| 敢闘賞       | 42円    | 枚    | 円 |
| 合計        |        |      | 円 |

納品先

〒

様

TEL

FAX

申込者名

団体名

ご連絡先 TEL

納品希望日

月

日

### <お申込方法>

- 申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送でお申込下さい。

### <お支払方法>

- 郵便振込...商品と共に郵便振込用紙をお送り致しますので、商品到着後お振込下さい。

### <納期について>

- 申込用紙到着後10日以内の発送となります。※単価は、送料込みの値段です。

お申し込み、お問い合わせは、(株)ホットラインスポーツ少年団係 〒849-3201 佐賀県唐津市相知町相知 2720-2

TEL0955-62-3358

FAX0955-62-3385

平成 年 月 日

公益財団法人福島県体育協会  
 福島県スポーツ少年団  
 本部長 星 本 文 様

\_\_\_\_\_  
 スポーツ少年団  
 本部長 \_\_\_\_\_ 印

平成25年度福島県スポーツ少年団運動適性テスト実績報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

|                            |                                        |   |              |
|----------------------------|----------------------------------------|---|--------------|
| 実 施 期 日                    | 平成 年 月 日 ( )                           |   |              |
| 開 催 場 所                    |                                        |   |              |
| 参 加 ス ポ ー ツ<br>少 年 団 団 員 数 | スポーツ少年団                                | 名 | 合 計<br><br>名 |
|                            | 〃                                      | 名 |              |
|                            | 〃                                      | 名 |              |
|                            | 〃                                      | 名 |              |
|                            | 〃                                      | 名 |              |
|                            | 〃                                      | 名 |              |
| 実 施 結 果                    | 別紙添付の実施者名簿（または実施記録）のとおり                |   |              |
| 実 施 経 費                    | （株）ホットライン購入経費を、別紙のとおり請求します。            |   |              |
| 連 絡 先                      | 市町村名 _____<br>担当者名 _____<br>電話番号 _____ |   |              |

平成 年 月 日

公益財団法人福島県体育協会  
福島県スポーツ少年団  
本部長 星 本文 様

所 在 地  
団 名  
代表者氏名

スポーツ少年団  
印

平成25年度福島県スポーツ少年団運動適性テスト

(株) ホットライン購入経費請求書

このことについて、下記のとおり (株) ホットライン需品を購入し実施しましたので、請求いたします。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円 (詳細は裏面貼付け資料のとおり)

2 金融機関名

3 支 店 名

4 種 別

5 口座番号

6 名義人氏名 (フリガナ)

※個人名義は不可、必ず市町村スポーツ少年団名義であること。

請求書ウラ面貼付け

(株) ホットラインの納品書と金融機関受領書を添付してください。

納品書  
を貼り付ける

受領証  
を貼り付ける